

平成27年度
武蔵野市第三次男女共同参画計画
(平成26～30年度)
推進状況調査報告書

武蔵野市

はじめに

武蔵野市では、男女共同参画計画を推進するとともに、関係部課相互間の事務の連携を図るために、武蔵野市男女共同参画庁内推進会議を設置しています。

この会議は、副市長を議長とし、関係部長(右表参照)により構成され、今年度は7月4日に開催されました。

本報告書は、この会議に提出された武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書をまとめたものです。

平成28年10月

目次

- | | |
|------------------------------|------|
| 1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画施策の体系図 | P 1 |
| 2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書 | P 2 |
| 3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況 | P 29 |
| 4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率の比較 | P 32 |
| 5. 武蔵野市の職員の女性比率 | P 33 |

「**継続**」 前計画から引き続き行っていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。

「**充実**」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。

「**新規**」 今回の第三次男女共同参画計画から、新しく取り組む事業です。

※武蔵野市第三次男女共同参画計画に基づいて作成しています。

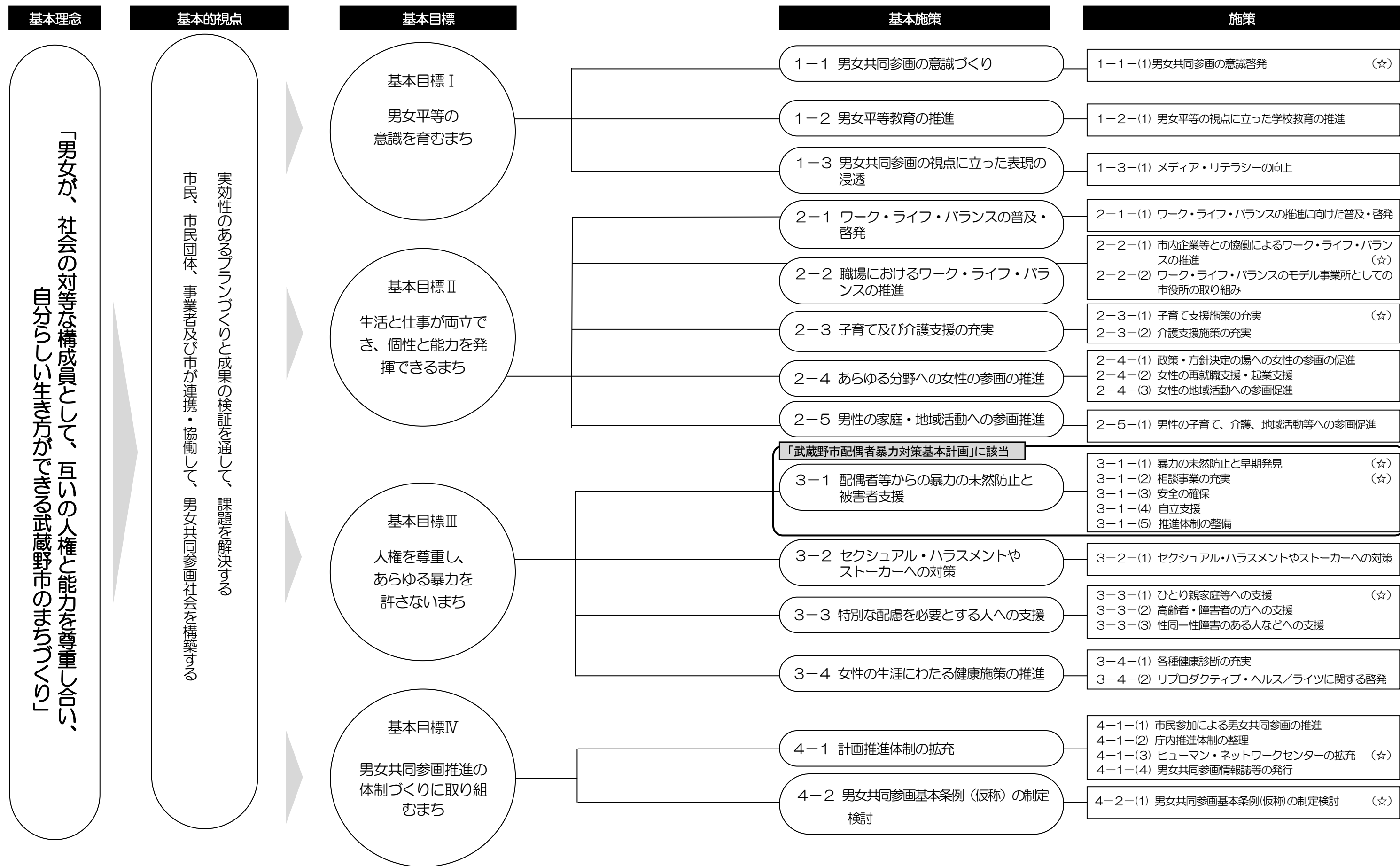
武蔵野市男女共同参画庁内推進会議

市民部を担任する副市長(議長)
総合政策部長
総務部長
市民部長
市民部市民活動推進担当部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
教育部長

幹事会

市民部市民活動担当部長(幹事長)
人事課長
生活経済課長
市民活動推進課長
市民活動推進課男女共同参画担当課長
地域支援課長
高齢者支援課長
健康課長
子ども政策課長
子ども育成課長
子ども家庭支援センター所長
児童青少年課長
指導課長
生涯学習スポーツ課長

1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画の体系図 (印は重要施策)



2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A: 順調または目標達成
 B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C: 検討が必要
 D: 実施せず

基本目標								
基本施策								
施策								
事業名	事業概要	区分	主管課	平成27年度事業予定	平成27年度事業実績	評価	平成28年度事業予定	
基本目標 I 男女平等の意識を育むまち（新規:1/継続:8/充実:3）								
基本施策1 男女共同参画の意識づくり								
(1) 男女共同参画の意識啓発(☆)								
1	男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催		継続	生涯学習スポーツ課 武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講座、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを開催した。	A	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	
				男女共同参画担当 ヒューマンネットワークセンター及び市民協議会事業委託により計画の課題に沿った託児付講座を開催する。	ヒューマンネットワークセンター及び男女共同参画市民協議会により、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し男女平等意識の啓発を行った。また子育てフェスティバルにパネル展示で参加した。(14企画18講座、参加者延760人、託児106人)。	B	引き続き、第三次計画の課題に沿った託児付講座を開催する。	
2	男女共同参画週間事業の実施		充実	男女共同参画担当 男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、啓発活動と団体間ネットワーク化を図るため、6月20日～7月6日まで講演会・映画上映会・パネル展示など事業を行う。企画の公募や子育て世代向けの講座等を新たに実施予定。	男女共同参画週間(6月23日～29日)に男女共同参画フォーラム2015を実施し、意識啓発に努めた。新たに企画の公募を行った結果、市内の大学生サークルからの応募があったほか、子育て団体と協力し、子育て世代向けへも広く啓発ができた。(10事業、参加者延610人、託児19人)	B	男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、啓発活動と団体間ネットワーク化を図るため、男女共同参画週間にあわせ講演会・映画上映会・パネル展示など事業を行う。また、実行委員の窓口を広めるため、市報で委員を公募するほか、引き続き企画公募も行う。	
3	国際的理解を深めるための取り組み		継続	男女共同参画担当 男女共同参画フォーラムの中で、イスラムの視点からジェンダーをとらえる講演会、映画上映会を実施予定。	国際協力を行う1団体に対し団体補助を行い支援した。また、男女共同参画フォーラムで講演会「イスラムをジェンダーからとらえる」及び上映会「少女は自転車にのって」を実施した。(参加者延127人、託児5人)	B	男女共同参画フォーラムの中で、ヨーロッパ、東南アジア、北米における女性を中心とした人身取引の問題を取り扱う映画上映を行い、日本の実態も紹介する。	

4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館での特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	新規	図書館	11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、特設コーナーを設置し、周知、啓発に努めるよう検討する。	武蔵野プレイス等で開催したDV防止パネル展に合わせ、プレイス及び中央図書館にミニ展示として実施した(44冊を展示)	A	前年度と同内容の実施を予定
5	「まなこ」「そよ風」の発行	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性が活用できるよう検討する。	充実	男女共同参画担当	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』を年3回、『そよ風』年3回発行する。発行時期を合わせることで、さらなる周知を図る。	『まなこ』は、男性の地域デビュー・介護離職・子供の貧困を特集した。『そよ風』は講座報告を中心に発行した。また、発行時期を合わせることで、駅に『まなこ』と共に『そよ風』を配架できるようになった。	A	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』と『そよ風』を発行する。また、センターの専門性を活かすため、まなこ編集委員とサポーターを対象に、センター専門職員から研修を行う。

基本施策2 男女平等教育の推進

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	人権教育の視点を踏まえ、各教科等で計画的に、男女平等教育を行った。	B	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。
7	人権尊重教育の推進	人権教育推進委員会において人権教育に関する指導資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	指導課	市内各校1名ずつの教員を委員とした人権教育推進委員会を開催し、研修や授業研究等を計画的に行う。また、その成果をまとめた研究報告書を作成して全校に配布する。	年間5回人権教育推進委員会を開催し、性同一性障害をテーマにした研修や人権課題の視点を踏まえた各教科等の授業研究を行った。年度末にその成果をまとめた研究報告書を作成して全小中学校に配布した。	B	市内各校1名ずつの教員を委員とした人権教育推進委員会を開催し、研修や授業研究等を計画的に行う。また、その成果をまとめた研究報告書を作成して全校に配布する。
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、キャリア教育として望ましい職業観・勤労観を育成する。	継続	指導課	小・中学校全校で9年間を見通してキャリア教育全体計画を作成し、児童・生徒の基礎的・汎用的能力の育成を図る。引き続き全中学校の第2学年で男女の固定的役割にとらわれない職場体験学習を実施する。	進路指導担当者会で小中連携の視点に立ったキャリア教育をテーマにした研修会を行った。全中学校第2学年で3日間の職場体験学習を実施した。	B	小・中学校全校で9年間を見通してキャリア教育全体計画を作成し、児童・生徒の基礎的・汎用的能力の育成を図る。引き続き全中学校の第2学年で男女の固定的役割にとらわれない職場体験学習を実施する。
9	教職員への研修の充実	教職員に対し男女共同参画についての理解を深めるため、研修を充実させる。	継続	指導課	全校の管理職及び主幹教諭等の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加とともに、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。第五中学校で12月18日に都人権尊重教育推進校・市教育研究奨励校の研究発表を実施する。	第五中学校で12月18日に「未来を担う子どもたちの豊かな心の育成～人間関係を調整する力を身に付ける指導の工夫を通して～」をテーマにした都人権尊重教育推進校・市教育研究奨励校の研究発表を実施し、市内小・中学校の教員が研究内容を共有できた。	B	第五中学校の研究成果を各校の人権教育に生かすとともに、全校の管理職及び主幹教諭等の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加とともに、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。

10	発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	児童・生徒の発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を適切に行う。	継続	指導課	人権教育の視点に立った性に関する指導の適正な実施について、学校への周知・徹底を図る。	学習指導要領の趣旨を踏まえ、人権尊重の立場から、性教育が適正に実施されるよう校長会等で周知・徹底を図った。小学校の体育、中学校の保健体育の授業の中で、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を計画的に実施した。	B	引き続き、人権教育の視点に立った性に関する指導の適正な実施について、学校への周知・徹底を図る。
----	-------------------------	--	----	-----	--	--	---	---

基本施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

(1)メディア・リテラシーの向上

11	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講座、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを開催した。	A	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
				指導課	教職員のリテラシーの向上を図りながら、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。	教職員を対象としたリテラシーの向上をねらいとした研修を実施するとともに、ICT教育推進委員会作成のリーフレットを活用し、児童・生徒の情報モラルの向上を図った。	B	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図りながら、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。
				男女共同参画担当	男女共同参画推進事業委託・職員研修でメディア・リテラシーをテーマにした講座を実施予定。	11月に市内在住・在勤・在学の方を対象にメディアリテラシー講座「現代メディアの中の性差別を考える」を実施した。(参加者27人、託児4人)	B	ヒューマン・ネットワークセンター委託事業で、メディア・リテラシー講座を実施予定。
12	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	秘書広報課/男女共同参画担当	メディア・リテラシーの職員研修を通じて庁内検討体制を検討する。(男女共同参画担当)	まなこ市民編集委員に表現上の留意点を配布し、男女共同参画情報誌を作成するうえでの情報共有を図った。また、各自治体が作成したガイドラインを取り寄せ研究した。	C	市が発行する刊行物等についての「手引き」作成に向け、関係課と協議し検討する。

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち（新規：3/継続：21/充実：14）

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

13	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	子ども政策課/男女共同参画担当	子ども政策課・生活経済課・市民活動推進課男女共同参画担当・人事課・高齢者支援課と共管で、市内在住・在勤の方へ向けたWLB講演会を開催する。	『これからの仕事・結婚・子育て・介護・働き方を創る』というタイトルの講演及びワークショップにより、WLBの啓発を行った。(参加者45人) ・男女共同参画フォーラムで、講演会「フィンランドに学ぶ子育てと仕事の両立のヒント」を実施し、周知啓発した。(参加者49人、託児4人)(男女共同参画担当)	B	検討中(講演会は隔年開催のため平成29年度予定)
14	「まなこ」でワーク・ライフ・バランスの掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	男女共同参画担当	『まなこ』94号で男性の地域参加促進を特集テーマとする予定。	「まなこ」94号の特集を「男の地域デビュー」とし、主に定年退職後の男性を対象に地域参加促進を図った。また、95号では仕事と介護の両立について、介護離職の視点から相談先などの情報も含め、広く啓発した。	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進(☆)

15	市内企業の両立支援促進に向けた融資制度やアドバイザー派遣制度等の研究	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を検討するとともに、企業の要請に応じて専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を研究する。	新規	生活経済課/男女共同参画担当	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)	都労働相談情報センターの実施する専門家派遣についてチラシの配架、市ホームページでの情報提供を行った。(生活経済課)	A	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)
16	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女共同参画の推進を評価項目に入れ市内企業の育児休業等を促進する。	継続	管財課	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、3～5件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。	3件の総合評価方式による入札を行い、男女共同参画の推進を評価する項目において加点された事業者は1社であった。	B	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、3～5件程度の総合評価方式(施行)の実施を予定している。
17	市内事業所に向けた情報発信の充実(国・都・市の助成制度等の周知)	市内事業所に向けた講座、セミナーを開催し、事業所内啓発・推進育成や国・都・市の助成制度等の周知を図る。	充実	生活経済課	労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。	労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行った。	A	労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。
				子ども政策課	市内事業者の実態把握に努める。	実績なし	D	市内事業者に向けた啓発方法について検討する。
				男女共同参画担当	市内事業者の実態把握に努める。	市内の東京ワークライフバランス認定企業などを調べるに留まった。	D	市内事業者に向けた啓発方法について検討する。

18	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介を行うよう検討する。	新規	生活経済課	関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。	関連事業や制度のリーフレット等の配架、配布や、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報を行った。	A	関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。
				男女共同参画担当	市内事業者の実態把握に努める。	「まなこ」95号にて、横河電機(株)の介護休業にまつわる実例や課題等、両立支援に関する取り組みを紹介した。	B	引き続き、市内事業者の実態把握に努める。
19	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	生活経済課	労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。	労働相談情報センターのチラシ、リーフレットを配架、配布し、市報や市ホームページへの情報掲載を行った。	A	労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。

(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

20	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	充実	人事課	・イクボス(部下のワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活の両立のマネジメントを実践している上司)の実践談を庁内で情報共有する。 ・介護休暇については、引き続き制度の周知をはかり、利用しやすくするために制度内容の再検討を行う。	・イクボスの職員、2名にインタビューを行い、実践談を記事にし、庁内報に連載した。 ・介護休暇については、制度を分かりやすいようにチラシを作成し、周知した。	B	・引き続き男性の育児休業取得を促進できるよう、出産予定報告書の提出により、休暇休業制度についてのご案内を実施する。また、出産前後に取得できる「育児参加のための休暇」の導入について検討を進める。 ・介護休暇は、引き続き事情に合わせた休暇を取得できるよう内容の再検討を行う。					
					21	長時間勤務の是正	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、長時間勤務を是正する。	充実	人事課	・前年度と同様、「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長あてに通知し、27年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。	・「カエルデー」の月1回の実施、「YY月間」の徹底を呼びかけた。 ・長時間勤務の多い課の所属長、部下との面談を行い、超過勤務の多い原因を探った。	C	・前年度と同様、「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長宛てに公表し、28年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。 ・効果的な超過勤務縮減策を検討する。
										22	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験者による講演会、職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	充実

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1) 子育て支援施策の充実(☆)

23	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	子ども政策課	桜堤児童館については、第五期長期計画調整計画の動向も踏まえながら、地域特性に配慮した施設への機能の拡充についてさらに検討を進める。	第四次プランには「転用」とあるが、今後の取扱いは、その後に策定された上位計画の調整計画「桜堤児童館における子育て支援機能の充実」の記載を踏まえて取組むものとする。	C	・市民意見交換会等 ・ニーズ調査結果の分析
24	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	子ども育成課	保育士・栄養士・看護職などの専門職を活用した、相談事業、解放事業・体験保育・各種イベントを各認可保育園において実施する。	出産前からの子育て支援「プレママのひろば」事業や子育て中の親同士の出会いの場としての「あかちゃんのひろば」事業を実施するとともに、栄養士による離乳食講座などの各種イベントも実施した。また、公立2園で地域支援担当が中心となり、ほっとタイムなど子育て中の母親が気軽に相談できる事業も引き続き実施した。	B	保育士だけでなく、栄養士や保健担当などの専門職を活用した相談事業や体験保育、各種イベントを各保育園において実施する。
25	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育て支援団体リーダー研修会など人材育成やネットワーク作りを図り、子育て家庭を支援する。	継続	子ども政策課	11月28日に実施予定。基本的には前年度と同様の運営方法であるが、子育て家庭、地域、団体、施設などがつながるという事業目的の達成のため、実行委員会等を通じて適時適切に改善を図っていく。	・子育てひろばボラティア養成講座、子育て支援者講演会などの研修会を開催した。 ・11月28日に子育てフェスティバルを開催した。NPOや地域団体など様々な主体が参画し、団体同士がつながるきっかけをつくるイベントとして充実を図った。 ・2月に子育てひろばを運営、実施している施設や団体、公的機関などの関係者による子育てひろばネットワーク会議を開催した。	B	・講座や講演会は引き続き開催予定。 ・子育てフェスティバルは、10月29日に市役所で実施予定。基本的には前年度と同様の運営方法であるが、子育て家庭、地域、団体、施設などがつながるという事業目的の達成のため、実行委員会等を通じて適時適切に改善を図っていく。 ・子育てひろばネットワーク会議は、より参加者が主体的に関われるよう、内容についても検討し、年2回実施を予定。
26	ファミリーサポート事業への支援	ファミリーサポート事業の機能を有する市内事業所の支援を通じて、子育て家庭の就労継続を支援する。	継続	子ども政策課	・本市における他の子育て支援事業(民間事業含む)との整合性の検証。 ・他自治体の実施形態、実施状況の研究。	・視察等により他自治体の実施形態、実施状況等の研究を行った。 ・ファミリーサポート事業のカリキュラムに対応した講習会を「子育て支援講習会」という名称で、11月に実施した。	C	・制度導入についての検討を行う。
27	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	子育て支援ネットワークに新たに小規模保育施設、家庭的保育事業施設、グループ保育室、ベビーホテルなどの加入を行い、関係機関との連携強化を進め、児童虐待の防止と養育困難家庭への支援を行う。	子育て支援ネットワークに、新たに小規模保育施設、家庭的保育事業施設、グループ保育室、ベビーホテルなど計29の事業所、団体が加入した。	A	子育て支援ネットワークに、新たに児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などの加入を進める。

28	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとするさまざまな保育ニーズへの対応を推進する。	継続	子ども育成課	発熱等で集団生活が困難な児童を、一定期間、預かり保育を実施している、病児・病後児保育室に支援を実施する。	発熱等で集団生活が困難な児童を一定期間、病児・病後児保育室で預かり保育を実施した。 実績：ラポール(病後児)…296人、プチあんず(病児・病後児)…577人	B	発熱等で集団生活が困難な児童を一定期間預かる病児・病後児保育室を引き続き支援していく。
29	待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実	待機児童ゼロに向け、認可保育園や保育ママなどの多様な主体による多様な保育サービスの整備を図る	充実	子ども育成課	引き続き、待機児童解消を目指し、多様な施策を実施することにより、ていく。	平成28年4月1日開設も含めて認可保育所2園(認証保育所からの移行を含む。)の開設、小規模保育事業施設5施設(グループ保育室からの移行を含む。)の開設等により202名の定員増を行った。	B	平成30年4月には待機児童を解消できるよう、平成27年度に引き続き多様な施策により保育施設の定員増を実施していく。
30	児童施設の機能の充実	「地域子ども館あそべえ」や学童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	児童青少年課	児童厚生員の巡回の頻度を増やして両施設の課題への支援を強化する。今後の児童数推移を踏まえて学童クラブ施設の整備を計画的に進める。	児童館2名、児童青少年課3名が学童クラブとあそべえを巡回して両施設の施設や運営上の課題への支援を行った。四小、五小の学童クラブを整備した。	B	平成29年度からの子ども協会委託を想定したモデル事業を3校(桜野・大野田・本宿)で実施する。一小、千川、関前南で学童クラブを整備する。
31	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。	産前産後支援ヘルパー事業 ・利用家庭数:341 ・延利用日数:1842	B	支援を必要とする妊産婦の利用が進むよう、健康課など利用受付窓口を広げる。
32	「まちぐるみ子育て応援事業補助金」制度の実施	武蔵野市内において、地域の商店会等と連携しながらまちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に対し、補助を行う。	充実	子ども政策課	3か年の事業の最終年度にあたる27年度は、26年度実績の評価委員会を6月に開催し(27年度は実施中ではあるもの)3か年の実績も含めた事業評価を行う。その評価結果をもとに28年度予算の概算要求(3か年)を行う。	26年度実績の評価委員会を6月に開催し(27年度は実施中ではあるもの)3か年の実績も含めた事業評価を行った。その評価結果をもとに28年度予算の概算要求(3か年)を行い、予算として認められた。	B	5月 企画提案募集 7月 公開プレゼンテーション、採択委員会による審査、事業採択 8月頃～事業開始
33	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	障害者福祉課	引き続き開設補助を行い、参入を促進していく。	新たに開設した放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所計4か所に対し、開設準備補助を行った。	A	引き続き開設補助の内容を見直しつつ、参入を促進していく。

(2) 介護支援施策の充実

34	介護に関わる人材の養成と確保	ヘルパーやケアマネジャー等の研修等を実施し人権の尊重に配慮した介護ができる人材を育成する。	継続	地域支援課	<p>居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、訪問看護事業者をはじめ福祉・介護に関わる方を対象に、それぞれの事業所連絡会と連携し、高齢者・障害者の人権を尊重することを意識した研修を行う。</p>	<p>・医療・介護関係者(居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、訪問看護事業者等)を対象にした研修を実施した。</p>	B	<p>・引き続き医療・介護関係者を対象とした研修を行い、高齢者・障害者等の人権を尊重したサービス提供ができる人材を育成する。</p>
				高齢者支援課	<p>ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。また本年は、昨今の介護・看護人材確保の困難さから、介護看護にスポットを当て、介護看護に携わる方が自信と誇りを持って働く続けることができるようなイベントとしてケアリンピック武蔵野(仮称)の開催を予定している。</p>	<p>居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を実施した。介護・看護人材確保の困難さから、介護看護にスポットを当て、介護看護に携わる方が自信と誇りを持って働き続けることができるようなイベントとしてケアリンピック武蔵野を開催した。来場者は783名。</p>	A	<p>ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。また28年度も介護看護にスポットを当て、介護看護に携わる方が自信と誇りを持って働き続けることができるような内容に加えて、テンミリオンハウスなども含めた事業として拡大し、ケアリンピック武蔵野の開催を予定している。</p>
				障害者福祉課	<p>26年度と同様に開催予定。介護を女性に特化した分野とせず、男性の参加を促す。</p>	<p>視覚、知的障害者ガイドヘルパー養成研修については、基礎研修及びフォローアップ研修を計3回実施。精神障害者ホームヘルパー現任研修(委託)を11月15日(日)に開催。いずれも、障害特性を理解した支援を目指し意欲的に参加しているが、男性の参加は少ない。</p>	B	<p>27年度と同様に開催予定。介護を女性に特化した分野とせず、男性の参加を促す。</p>

35	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	継続	地域支援課	介護保険法の改正に伴い、在宅支援連絡会は、「在宅医療・介護連携推進協議会」とリニューアルし、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。	介護保険法地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」に基づく「武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会」を平成27年7月に設置し、介護・医療・福祉関係者の連携を推進している。	A	27年度と同様に「在宅医療・介護連携推進事業」の実施により、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。
				高齢者支援課	<p>・平成27年度は、各在宅介護支援センター地域でのケア会議を年2回（計年12回）、全市域地域ケア会議を1回開催する予定。平成26年度同様に、この地域ケア会議には、医師・歯科医師・薬剤師等も出席し、地域包括ケアシステムを意識した多職種協働の連携強化を図っていく。</p> <p>・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続するために、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供する。このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になることや、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることがさらに推進される。</p>	<p>・平成27年度は、医師・歯科医師・薬剤師等も出席する各在宅介護支援センター地域でのケア会議を年2回（計年12回）、全市域地域ケア会議を1回開催した。また、平成27年7月には、介護保険法地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業に基づき、保健・医療・介護関係者からなる武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護連携に関する課題の抽出と解釈等を検討した。</p> <p>・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続するために、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供させた。このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になることや、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることがさらに推進された。</p>	A	<p>・引き続き在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、在宅と介護関係者の連携強化を図っていく。</p> <p>・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続するために、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供する仕組みを継続する。このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になる。また、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることで在宅生活の維持継続が推進される。</p>
				障害者福祉課	引き続き在宅支援連絡会をバージョンアップした在宅医療・介護連携協議会及び実務者レベルの連絡会に参加し、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。	在宅医療・介護連携協議会及び実務者レベルの連絡会に参加し、障害福祉分野の情報発信を行った。	B	引き続き在宅医療・介護連携協議会及び実務者会議に参加し、介護・福祉・医療関係者の連携を強化する。
36	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。また、認知症相談や在宅介護支援センター・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに24時間365日の相談体制も強化していく。	継続	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。制度改正後の事業者への指導と、利用者の苦情への対応について、関係機関と連携し行っていく。	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。制度改正後の事業者への指導と、利用者の苦情への対応について、関係機関と連携し行っていく。	A	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。制度改正後の事業者への指導と、利用者の苦情への対応について、関係機関と連携し行っていく。	

37	在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減	同居家族がいなかったり、勤務等をしている場合でも、可能な限り在宅生活が継続できるためのサービスを充実し、介護する家族の負担を軽減する。	充実	高齢者支援課	認知症相談事業は医師による相談事業を本格実施する。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を継続していく。	認知症相談事業は月3回73件の実績。「認知症を知る月間」で医師による認知症相談を行い好評を得た。また、認知症見守り支援事業は援助内容を見直し利用者が増加した。平成27年度登録者44人。	A	引き続き認知症相談事業は医師による休日相談事業を実施していく。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を充実していく。
38	介護家族向け施策の充実	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせた家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター6カ所、合計12カ所で実施。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。

基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

39	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	充実	男女共同参画担当	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)の協議等を行う。	年度末の委員選出時期に合わせ、各課に事務連絡を発出するとともに、庁内推進会議(幹事会)で依頼した。	B	引き続き、各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)の協議等を行い女性委員の参画割合を高める。
40	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性リーダー育成研修や講演会の実施、女性の自主研究グループの活動支援等の取り組みを行う。	充実	人事課	・管理職になるにあたって女性職員が抱く不安や課題の把握に努め、管理職を目指しやすい環境整備への取組みに活かす。 ・女性のリーダー育成研修等の情報があれば、職員に提供する。	女性の登用の促進に関する研修等に参加した。 女性活躍推進セミナー:1名 女性リーダー養成セミナー:1名 研修等では、講義やディスカッションなどの演習により女性職員の職場環境整備や次世代リーダーについての理解を深めた。	B	・管理職になるにあたって女性職員が抱く不安や課題の把握に努め、管理職を目指しやすい環境整備への取組みに活かす。 ・女性のリーダー育成研修等の情報があれば、職員に提供する。
41	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職試験を推奨する。	継続	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市として女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	平成27年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中17名で47.2%、平成28年度の割合は、36名中18名で50.0%である。	B	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市として女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。

(2) 女性の再就職支援・起業支援

42	就職・再就職に関する情報収集・提供や支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。またハローワーク・都しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	充実	生活経済課	三鷹市やハローワーク、東京仕事センターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施する。また、東京仕事センターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施し、また、東京しごとセンターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施した。	A	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施する。また、東京しごとセンターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。
				男女共同参画担当	就職や再就職についての支援講座や情報提供を行う。	子ども家庭支援センターと共催で、母子・父子自立支援員を講師とする「シングルマザーのためのしごと応援講座」(連続2回)を実施した。(参加者延9人)	B	引き続き、子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。
43	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あわせん、事業費助成などの育成支援を行う。	継続	生活経済課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。	市制度融資の広報、関係機関の情報について広報を行った。また、むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施した。	A	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。
				市民活動推進課	平成26年度と同様に、市内に事務所を置く特定非営利活動法人に対し、「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円。)市民活動についての情報提供及びマネジメント力向上等の団体育成支援は、武蔵野プレイス市民活動支援機能が中心となって取り組む。	「武蔵野市特定非営利活動補助金交付要綱」に基づく補助金は、17団体に対し合計2,143,934円を交付した。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行った。武蔵野プレイス市民活動支援機能においても市民活動に関する啓発・団体支援などが実施された。	B	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、法人同士の情報交換を目的として、補助金交付法人の交流会を実施予定。市民活動についての情報提供及びマネジメント力向上等の団体育成支援は、武蔵野プレイス市民活動支援機能が中心となって実施する。
				地域支援課	引き続き助成事業を実施することと、地域福祉活動の支援を行うとともに、身近な地域の居場所の立ち上げ・運営の支援を行う。	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」において、33団体に事業費の助成を行った。このうち4団体は「身近な地域の居場所づくり事業」を実施しており、助成だけでなく、市民社協職員による運営・活動支援を行った。	B	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」を継続する他、市民による居場所づくり活動への支援に特化した「身近な地域の居場所づくり助成事業」を創設し、活動費の助成及び活動支援を行う。

(3) 女性の地域活動への参画促進

44	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	地域支援課	引き続き講座を実施予定。多様な広報を通じて地域の潜在的な人材発掘を目指す。	「地域福祉ファシリテーター養成講座」では8名の受講生の参加があった。講座修了後は、関係機関とも連携のうえ、境地域を中心に地域福祉活動を実践している。	B	「地域福祉ファシリテーター養成講座」の継続実施や、多様な媒体による広報を通じ、地域福祉を担う人材の発掘・育成を目指す。
45	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	新規	防災課	引き続き自主防災組織が行う訓練や防災講話のなかで女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。また、現在作成している発災時マニュアルの避難所運営の中に男女双方からの視点を取り入れ作成を行う。防災関係者等を対象に「女性の視点からの避難所運営(仮)」講演会を男女共同参画担当と共管で開催する。	自主防災組織等が行った訓練や防災講話の中で女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行った。3月25日に市民活動推進課と共管で「女性の視点で考えてみる避難所生活とそれから」と題した講座を開催した。	B	引き続き自主防災組織が行う訓練や防災講話のなかで女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。また、現在作成している発災時マニュアルの避難所運営の中に男女双方からの視点を取り入れ作成を行う。

基本施策5 男性の家庭・地域活動への参画促進

(1) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

46	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	子ども政策課	年2回実施していたものを1回に集約し、より充実した内容にすることで、父親の子育てや教育力の向上を図る。父親グループとの連携も引き続き図る。	・年2回実施していた父親向け育児啓発講座を1回に集約し、1月に実施した。	B	・より充実した内容にすることで、父親の子育てや教育力の向上を図る。父親グループとの連携も引き続き図る。
				児童青少年課	今年度も同様に保育体験を実施し、男子の参加を促す。	中学生・高校生リーダー講習会において、子どもとの接し方や子どもの特性等について講義を実施した。また、希望者には保育園での保育体験を実施した。中学生・高校生リーダー講習会参加者168名(前年度比54名増)、保育体験参加者15名(前年度比14名増、うち男子2名)	A	今年度も中学生・高校生リーダー講習会において、子どもとの接し方の講義と保育体験を実施し、男子の参加を促す。
				健康課	・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布する。	・このとり学級①平日クラス:2回1コース(年10コース)、延べ263人参加、土曜日クラス:年12コース、627人参加 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布した。	A	・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員20人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布する。

47	介護家族向け施策の充実(事業38再掲)	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせ、家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター6カ所、合計12カ所で行い、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。
48	男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供と啓発活動	男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	男女共同参画担当	まなこ94号で男性の地域活動の特集テーマとする予定。	「まなこ」94号の特集を「男の地域デビュー」とし、主に定年退職後の男性を対象に地域参加促進を図った。	B	男女共同参画フォーラムの中で、講演とワークショップ「オトコの地域活躍inむさしの」を実施し、家庭や地域での男性の活躍について考える機会とする。
49	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性の地域参加について、「お父さんお帰りのパーティー」や男性料理教室等のきっかけづくりとなる情報提供やその後のバックアップを行う。	継続	地域支援課	今年度もパーティとサロンを実施予定。より多くの参加を目指し、広報手段やテーマの設定などを検討していく。	6月14日に「お父さんお帰りのパーティー」を実施し、42名の一般・団体の参加があった。「お父さんお帰りのパーティー」は6・8月を除く毎月開催し、平均して約20名の参加があった。	B	「お父さんお帰りのパーティー」および「お父さんお帰りのパーティー」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。
				高齢者支援課	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。	男性のための料理教室を17回開催。延163人が参加した。	A	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。
				児童青少年課	今年度も同様に各青少協地区より、男性指導者の参加を呼び掛ける。	むさしのジャンボリーには、青少年問題協議会地区委員会12地区から、男性地域指導者179名(割合54%)が参加した。	A	今年度も各青少協地区より、男性指導者の参加を呼び掛ける。
				生涯学習スポーツ課	大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを1200部発行し、市民施設等で配布するなど情報提供を行った。	A	大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。
50	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	継続	指導課	引き続き、PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	土曜日等の学校公開を実施するなどして、男性が学校に関わりやすい機会を設けた。	B	引き続き、PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。
				生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。27年度の男性PTA会長は2名。	B	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規：7/継続：34/充実：1）

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市配偶者暴力対策基本計画】

(1) 暴力の未然防止と早期発見(☆)

51	配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見	「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	継続	子ども家庭支援センター	相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	市報の相談ごとの欄、すくすく、まなこなどに相談事業の案内を掲載し、関係機関との連携により、配偶者等からの暴力の早期発見に努めた。	A	相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。
				健康課	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応する。	・生後約4か月までの乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施した。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応した。	A	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応する。
52	若年世代への意識啓発	市民団体と連携し、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。	充実	男女共同参画担当	今後もデートDV出前講座を年間2か所程で実施予定で、27年度は成蹊大学、獣医生命科学大学で実施する。	むさしの男女共同参画市民協議会への委託事業の中で、成蹊大学と共催し、6月に成蹊大学で大学生を中心にデートDVに関する公開授業を実施した。(参加者85人) 今回の授業を通して、デートDVと知らずに自分が被害者や加害者になっていたことに気付いた学生も多く、基礎的な知識や対応などについて広く意識啓発ができた。	B	平成28年6月に成蹊大学でデートDV出前講座を実施した。(参加者約95人) また、高校への出前講座実施も検討する。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	男女共同参画担当	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にパネル展示やモラル・ハラスメント講座を開催する。	男女共同参画市民協議会と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、武蔵野プレイス・市民会館・市役所にてパネル展示、モラル・ハラスメント講座(参加者33人)を実施した。また、同時期に中央図書館と武蔵野プレイスでは、関連図書の特設コーナーを設置した。	A	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にパネル展示やモラル・ハラスメント講座等を実施する。
54	「まなこ」等で広報	男女共同参画情報誌「まなこ」及びヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」で、DV防止啓発を継続して行う。	継続	男女共同参画担当	引き続き『まなこ』『そよ風』で相談窓口の広報を行うほか、講座等の紹介などDV防止等の啓発に努める。	「まなこ」や「そよ風」で、毎号市や都のDV相談窓口を周知した。	B	引き続き『まなこ』『そよ風』で相談窓口の広報を行う。

(2) 相談事業の充実(☆)

55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民活動推進課	前年度同様、月2回(相談枠5枠)の相談日を設ける。引き続き、相談内容に応じた窓口の紹介や他部署と連携を取りながら課題解決を図っていく。	27年度は39件の相談があり、専門のカウンセラーから相談者に対して適切なアドバイスを行った。	A	前年度同様、月2回(相談枠5枠)の相談日を設ける。引き続き、相談内容に応じた窓口の紹介や他部署と連携を取りながら課題解決を図っていく。また、ヒューマン・ネットワークセンターで平日夜間や土日に相談日を設け、相談機能の拡充を図る。
56	配偶者暴力に関する相談体制の庁内連携の確立	相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの相談システムを検討する。	継続	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター/市民活動推進課	・引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。(子ども家庭支援センター) ・引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課)	・配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して知識習得を図った。(子ども家庭支援センター) ・相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内し、課題の解決を図った。同事案に関する相談件数は、1件であった。(市民活動推進課)	A	・男女共同参画推進センター相談事業の実施状況を踏まえ、庁内各課との連携について検討する。(男女共同参画担当) ・引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。(子ども家庭支援センター) ・引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課)
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	平成27年度についても、通訳の報償金を予算措置した。	対応時に通訳、翻訳を依頼した。	A	平成28年度についても、通訳の報償金を予算措置した。
58	相談窓口体制の整備	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、女性総合相談や子ども家庭課などの相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討する。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整、密に連携し、支援を行う。	新規	市民活動推進課	相談者が利用しやすい窓口体制をめざし、引き続き関係課で検討を続ける。(市民活動推進課)	関係3者で移転に向けた相談窓口体制について協議を行い、それぞれ相談の状況等について共有した。	C	相談者が利用しやすい窓口体制をめざし、引き続き関係課で検討を続ける。
				男女共同参画担当		男女共同参画推進センター相談事業の実施に向けて、市民活動推進課女性総合相談事業等との調整を図った。	B	多様な相談ニーズに対応するため、男女共同参画推進センターにおける女性総合相談の実施内容を具体的に検討する。
				子ども家庭支援センター	引き続き母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行う。(子ども家庭支援センター)	母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行った。相談延件数3,132件。	A	引き続き母子自立支援員・婦人相談員による相談・支援を行う。

59	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を作成し、市内公共施設等のトイレに貼付・配布するなど、相談窓口等の周知について検討する。 幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	新規	男女共同 参画担当	本市の相談カードの事業の構成を検討する。	「女性相談カード」の実施上の課題などを検討した。	C	「女性相談支援カード」作成に向けた具体的な手順などを検討する。
				子ども家庭支援センター	引き続き、市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行う。	市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行った。	A	引き続き、市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行う。
60	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京都ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	男女共同 参画担当	東京都ウィメンズプラザ等男性相談に関する情報提供を関係課に行うとともに、『まなこ』に相談先を掲載する。	関係課に情報提供するとともに、「まなこ」で東京ウィメンズプラザの男性のための悩み相談窓口情報を毎号掲載し周知した。	B	引き続き東京ウィメンズプラザ等男性相談に関する情報提供を関係課に行うとともに、『まなこ』に相談先を掲載する。
61	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取り組みを推進する。	継続	市民活動 推進課	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。	各課に対しては年に1回、新規、修正、削除の呼びかけを行い、情報の共有を図った。27年度末現在、564件の「よくある質問」をHP上で公開している。	A	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。

(3) 安全の確保

62	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて安全確保を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	東京都や警察等と連携し、5世帯10名の緊急一時保護を行った。	A	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。
63	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、情報漏えいに繋がる恐れのある事例について共有を図った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
				情報管理課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を徹底していく。また、セキュリティ研修においては、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象に、DV情報の共有と保護の重要性について、説明を行っていく。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について、説明を行った。	A	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。

(4) 自立支援

64	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	関係課における被害者の庁内での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
----	-----------------------	---	----	-------------	---	--	---	---

65	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	電話相談、来所面接、同行支援等一貫した支援を行った。	A	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。
66	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性総合相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	新規	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター/教育支援課	引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。(子ども家庭支援センター)	・医療機関等と連携し、配偶者等からの暴力によるPTSDなどのケアを行った。(子ども家庭支援センター) ・教育相談の中で必要に応じ助言や適切な相談機関の紹介を行った。(教育支援課)	A	引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。(子ども家庭支援センター)
67	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	男女共同参画担当	関係する情報について周知する。	東京都が行う研修など、関係課への情報提供に努めた。	B	引き続き、関係課や機関への情報提供等を行う。
				子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	配偶者暴力が行われている家庭に育つ子どもに対し、関係機関と連携し、心理的なケアを行った。	A	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。
				教育支援課	教育支援センターにおけるカウンセリング・プレイセラピー等の心理的援助を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。	教育相談における相談者の状況に応じ、関係機関との連携を含めた支援を行った。	A	教育支援センターにおけるカウンセリング・プレイセラピー等の心理的援助を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。

(5) 推進体制の整備

68	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して知識習得を図った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
69	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会(1回)や相談員連絡会(12回)等において、関係機関との情報交換を行った。	A	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。
70	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	新規	男女共同参画担当	ヒューマンセンター移転後の業務について検討する。	男女共同参画推進センターの相談事業について検討した。	C	男女共同参画推進センター相談事業の実施状況を踏まえ、外部関係機関との連携を検討する。

71	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女共同参画推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。	新任研修や人権啓発指導者育成研修に職員を派遣し知識修得を図った。	A	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。
				男女共同参画担当	男女共同参画を推進するため職員研修会を開催する。	ワークライフバランスをテーマに職員研修会を実施し、男女共同参画の啓発を行った。(参加者47人)	C	引き続き、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った研修を開催する。
				子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の1月の合同会議において「二次被害の防止」をテーマに研修を実施した。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。
72	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	ウイメンズプラザ、東京弁護士会、都ひとり親家庭支援センターの主催する研修会、情報交換会や相談員連絡会に出席し、相談・支援スキルの研鑽に努めた。	A	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。
73	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討する。	継続	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター	都内の情報について注視する。	都内の実施状況について情報収集した。(都内8自治体で設置している)	C	引き続き、都内の実施状況について情報収集する。

基本施策2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

(1) セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

74	セクシュアル・ハラスメントやストーカー防止のための啓発	さまざまな機会をとおして、事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント防止についての啓発活動を行う。	継続	子ども家庭支援センター/ 男女共同参画担当	女性に対する暴力をなくす運動に合わせハラスメントに関する講演会を開催する。	「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、DVを筆頭に、セクハラやストーカーなど関連図書の展示を中央図書館とプレイスで行った。同時期に開催したモラハラ講座に合わせ、モラハラ関連図書を増やした結果、それらの本の貸出状況が良く、前年度よりも平均貸出数が伸びた。	B	引き続き、女性に対する暴力をなくす運動期間に関連図書展示を行う。
				子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。	ストーカー行為等の被害者の支援の実績はなかった。	A	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。
75	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	新規	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。	ストーカー行為等の被害者の支援の実績はなかった。	A	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。

基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援

(1)ひとり親家庭等への支援(☆)

76	ひとり親家庭自立支援計画(仮称)の策定	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、施策の体系化を図る。	新規	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。	第四次子どもプラン武蔵野に則り、自立促進計画を策定した。	A	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。
77	ひとり親家庭への生活支援	各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	・対象者に、児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を行った。 ・ひとり親の高等職業訓練促進給付金3名、高等職業修了支援給付金4名、自立支援教育訓練給付金1名。	A	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。
78	ひとり親家庭への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」を実施し、就労支援の強化に取り組んでいく。	・母子・父子自立支援プログラム策定を21名が実施し、うち11名の就労に結びついた。 ・ホームヘルプの利用実績は20世帯、964回。	A	引き続き、ハローワーク等と連携しながら就労支援の強化に取り組んでいく。
79	ひとり親家庭の子どもへの教育支援	就学援助費、教育資金の貸付、子ども体験活動事業等により、子どもへの教育支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。	都の母子・父子福祉資金貸付は修学資金57名・就学支度金9名、女性福祉資金6名。	A	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。
				教育支援課	・段階的な生活保護基準の引下げに伴って就学援助費の認定基準も引き下がるが、本市においては平成26年度の就学援助費の認定基準を平成27年度においても引き続き適用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う。 ・奨学金制度についても引き続き経済的な理由により就学することが困難な生徒に対して奨学金を支給する予定。	・就学援助費について、平成27年度においては、平成26年度の認定基準を適用した。 ・奨学金制度については、経済的な理由により就学することが困難な生徒に対して奨学金を支給した。 なお、奨学金制度については、公立・私立高校生に対する国や都の修学支援制度が拡充され、市独自の奨学金支給事業を行う必要性が薄れているため、事業の廃止等を視野に入れ、検討した。	B	・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う。 ・奨学金制度については、拡充されてきた公立・私立高校生に対する国や都の修学支援制度を補完する新たな市の支援制度の創設を検討する。
80	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	男女共同参画担当	ひとり親家庭のニーズを研究し講座の準備を行う。	子ども家庭支援センターと共催で、シングルマザー向けの再就職講座を2回実施した。参加者が少なかつた分、母子・父子自立支援員である講師と1対1で相談することができ、参加者同士の交流のきっかけともなった。(参加者延9人)	B	引き続き、子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。

(2) 高齢者・障害者の方への支援

81	孤立防止への取り組み	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」等のネットワークを活用し、市や関係機関、民間事業者等との情報交換・連携により孤立防止に努める。	継続	高齢者支援課/障害者福祉課	<p>・引き続き孤立防止ネットワーク連絡会議を年2回開催予定。「見守り協定」との関係や連絡会議の目的等を勘案し、会議名称も「見守りネットワーク」に変更する検討や、今年度より生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で開催していく。(高齢者支援課)</p> <p>・引き続き連絡会の参加を継続し、情報共有に努める。関係機関に対して、障害者に関する連絡窓口の周知をはかり、孤立しがちな市民の早期発見に努める。(障害者福祉課)</p>	<p>・今年度より生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で「孤立防止ネットワーク連絡会議」を7月22と1月26日の年2回開催。消費者被害防止等の情報提交換を行った。</p> <p>・昨年度に引き続き、安全対策課、消費生活センター、地域包括支援センターで周知が必要な防犯・消費者被害・福祉情報を「武蔵野安心・安全ニュース」として隔月で発行した。(高齢者支援課)</p>	A	生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催予定。引き続き、各協力機関・事業者の業務の中での異変の早期発見等体制を強化していく。
82	虐待防止の対策の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うため、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、庁内関係課や地域自立支援協議会及び警察・保健所等関係機関との有機的な連携を進め、研修等も実施していく。また、緊急避難用のショートステイを確保し安全確保を図る。	継続	高齢者支援課	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。今年度は高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援センターのそれぞれ把握している事例の見直しを行い、対応の検討を行う。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を障害者福祉課と共管して6月10日、12月4日に開催した。障害者虐待事例の検討を行った。	A	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。高齢者施設及び障害者施設を対象とした虐待防止研修を実施予定。
				障害者福祉課	引き続き、年2回の連絡会を開催し、自立支援協議会権利擁護部会の参加を求める。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を、高齢者支援課と共管で実施。第1回を6月10日(水)に開催し、第2回では、12月9日(水)に事例検討を行った。虐待についての共通認識をはかり、それぞれの立場における努力と義務を確認した。	A	引き続き、年2回の連絡会を開催するとともに、事業者向けの研修を行う。

83	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	生活経済課	前年度と同様に、消費生活相談、出前講座、消費生活展、リーフレット配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを実施する。	消費生活相談は1139件を受けた。出前講座は8件の依頼を受け、延べ202人に啓発講座を行った。リーフレットは11月15日号市報と同時に全戸配布を行い、また在宅介護支援センター等高齢者福祉施設への配布を行ったほか、各種イベントで配布を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは3月24日に、警察、商店会連合会、防犯協会等関係団体40名の協力を得て吉祥寺駅周辺で実施した。その他、むさしのFMの番組「かしこい消費者」、市報のコラム「消費生活センター相談の窓口から」で消費者被害防止の啓発を行った。	B	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。また、むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載を行う。
				高齢者支援課	・平成27年度も引き続き、「孤立防止ネットワーク連絡会議」を年2回開催し、消費者被害防止等の情報提供交換を行う。 ・偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図っていく。	・今年度より生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で「孤立防止ネットワーク連絡会議」を7月22と1月26日の年2回開催。消費者被害防止等の情報提供交換を行った。 ・偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図った。	A	・「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、消費者被害防止等についても情報提供交換を行う。 ・偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図る。
				障害者福祉課	・障害者福祉課が発行する広報誌「つながり」「こころのつながり」を活用し、消費者被害防止の情報提供等を行っていく。 ・引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。	・広報誌「つながり」で消費者センターからのアドバイス、消費者被害未然防止のための出前講座について掲載した。	B	・引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。
				安全対策課	迷惑電話チェッカーと同時並行して東京都治安対策本部より、自動通話録音機設置事業に参加し、同機を武蔵野市(30台)と武蔵野警察署(50台)に導入予定。無償貸出を予定中。	東京都青少年・治安対策本部から自動通話録音機を武蔵野市に60台、武蔵野警察署に85台を貸与。武蔵野市、武蔵野警察署ともに全台を市民(高齢者)へ無償貸出を実施した。	A	東京都青少年・治安対策本部から自動通話録音機を武蔵野市に20台、武蔵野警察署に60台を貸与。市民(高齢者)に対し、無償貸出を実施中。

84	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	障害者福祉課	出前講座の数が増し、講師の負担が高くなってきたため、講師の数を増やして実施する。	市内の小・中学校、高校、各種事業所など9団体に対し出前講座を実施、延べ1,582人が受講した。	B	平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、より障害理解を進められるよう出前講座を継続していく。
----	-------------	--	----	--------	--	---	---	---

(3) 性同一性障害のある人などへの支援

85	ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	新規	男女共同参画担当	男女共同参画フォーラムで、講演会「多様な性を理解する2015」を開催予定。また、窓口やヒューマン・ネットワークセンターにレインボーフラッグを飾った。	男女共同参画フォーラムで、講演会「多様な性を理解する2015～レズビアン・性虐待サバイバーである私～」を実施し、市内外の人に広く周知啓発した。(参加者83人、託児4人)	B	男女共同参画フォーラムで、公開講座「LGBTの子どもの過ごしやすい地域について考える」やLGBT職場アンケート報告会を実施予定。
86	学校教育における個別的支援	性同一性障害などについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、教育相談と連携し、配慮する。	継続	指導課	性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、都教育委員会の人権教育プログラムを活用した校内研修を行う。人権教育推進委員会で講師を招いて性同一性障害についての研修会を行う。スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。	人権教育推進委員会で性同一性障害をテーマにした研修を実施し、全校に報告書を作成し、研修内容を共有した。教育支援課と連携し、スクールカウンセラーや市派遣相談員を活用して個別対応を行った。	B	性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、都教育委員会の人権教育プログラムを活用した校内研修を行う。人権教育推進委員会で性同一性障害をテーマにした研修会を行う。スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

(1) 各種健康診断の充実

87	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	健康課	乳がん検診については、新たなステージに入ったがん検診の総合事業に基づき、生年月日が昭和49年4月2日～昭和50年4月1日の対象者(1,212名)に対し無料クーポン券を送付する。子宮がん検診については、前年度未受診者へ受診票を送付する。受診票については今年度度より4月末に一斉送付。検体について、今年度より液状採取法を導入。今年度より、細胞診の結果ASC-USと判定された例について、当該液状検体を用いてHPV-DNA検査を実施する。	乳がん検診については、新たなステージに入ったがん検診の総合事業に基づき、生年月日が昭和49年4月2日～昭和50年4月1日の対象者(1,211名)に対し無料クーポン券を送付し、受診者数は192名。9月下旬に著名人の乳がん罹患の報道があり、また受診勧奨通知を送付したため、平成26年度よりも受診者数が増加した。(全体の受診者2,068名)子宮がん検診については、前年度未受診者へ受診票を送付している。9月下旬に受診勧奨通知を送付。検体について、平成27年度より液状採取法を導入。細胞診の結果ASC-USと判定された例について、当該液状検体を用いてHPV-DNA検査を実施した。	B	乳がん検診の実施方法について、市民の利便性を図るため28年度から視触診を廃止し、マンモグラフィー単独診とした。検診実施場所も3箇所を増やした。また28年度から従来の通年申込みから3期制に変更した。6月、9月に受診勧奨通知を送付予定。子宮がん検診については、28年度についても前年度未受診者へ4月末に一斉送付している。8月～9月頃に受診勧奨通知を送付予定。
----	--------------------------	---	----	-----	--	--	---	---

88	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成25年4月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応について情報提供を行う。	継続	健康課	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行う。	接種への積極的勧奨は差し控え、副反応についての情報提供を行った。既接種者に対し現況調査と相談窓口の案内をした。健康被害に対する市独自の救済制度を設け、該当者に医療手当等を支給した。	B	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行う。
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠中の健康管理や安全な出産を迎えるために、「妊婦健康診査」「このとり学級」等を実施、出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」により、母体ケアについての情報提供や産後うつ等の早期発見に努め、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し継続的な支援を行う。また、母体への理解を深め、子育て参加促進を図るため、父親ハンドブックを配布する。	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳申請時に妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・このとり学級①平日クラス：2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス：定員32組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取りをし、必要に応じ産婦健診を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師が妊婦と面談した(健康課のみ)。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成した。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布した。 ・このとり学級①平日クラス：2回1コース(年10コース)、延べ263人参加、土曜日クラス：年12コース、627人参加 ・生後約4か月までの乳児1,296人を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」し、産婦にEPDSを実施した。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取りをし、必要に応じ産婦健診を実施した。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師が妊婦と面談する(健康課のみ)。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・このとり学級①平日クラス：2回1コース、各回定員20人、年10コース ②土曜日クラス：定員32組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施する。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取る。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援する。
90	健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	健康課	平成26年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。	薬物乱用防止については、平成27年度は計3回(6月：吉祥寺駅街頭、11月：薬剤師会主催「くすりと健康展」、11月：むさしの青空市)の活動の中で市民向けに啓発グッズを配布した。エイズや感染症については、ポスターやリーフレットを三師会等の関係機関に配布し情報提供を行った。	A	平成27年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に秋期と冬期に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に9月と11月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施した。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)。計394名が参加した。	B	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に9月と11月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)

(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ヒューマン・ネットワークセンター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。	継続	男女共同参画担当	高齢者女性に向けた健康講座「人生100年時代の自分航海術(仮称)」を開催予定。	女性の健康寿命と平均寿命の差や、これからを元気に生きていくために重要なことなどを内容とする、高齢者へ向けた講演会「人生100年時代の“自分丸”航海術」を実施した。(参加者144人、託児0人)	B	男女共同参画フォーラムで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講演とワークショップを実施予定。
----	------------------------	---	----	----------	---	---	---	---

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち(新規:1/継続:9/充実:2)

基本施策1 計画推進体制の拡充

(1) 市民参加による男女共同参画の推進

93	むさしの男女共同参画市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女共同参画市民協議会をはじめ男女共同参画登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女共同参画への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	充実	男女共同参画担当	男女共同参画市民協議会に事業委託し、市民ニーズに合った講座を行い、男女共同参画登録団体活動補助事業を行う。	男女共同参画市民協議会に一部事業委託をし、市民が自ら考える課題について講座を企画・運営することで、市民の意識啓発を図った。また、男女共同参画推進登録団体を対象に、登録団体説明会やバス研修を実施し、団体間の交流を深めたほか、7団体に対し活動補助を行った。	B	引き続き、男女共同参画市民協議会に事業委託し、市民ニーズに合った講座を行う。また、男女共同参画推進登録団体(22団体)に対し、交流会や補助事業を行う。
94	男女共同参画推進委員会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女共同参画推進委員会を設置運営する。なお、計画改定や計画進行管理など目的に応じた委員会の設置を行う。	継続	男女共同参画担当	推進委員会を設置し男女共同参画計画の進捗状況を点検評価する。	男女共同参画推進委員会(全4回)において男女共同参画計画の進捗状況を点検評価し、男女共同参画基本条例(仮称)の制定について検討した。	A	男女平等推進条例(仮称)骨子案について、条例検討委員会と意見交換をするほか、推進委員会委員の人数を増やし、男女共同参画計画の進捗状況を点検評価する。

(2) 庁内推進体制の整備

95	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女共同参画推進委員会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	男女共同参画担当	庁内推進会議(幹事会)を開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理を行う。	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第三次計画の進行管理を行ったほか、男女共同参画基本条例(仮称)庁内検討会の報告や行政書式における性別記載欄の実態調査結果について協議した。	B	庁内推進会議(幹事会)を合同で開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理等を行う。
96	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女共同参画推進委員会で報告する。	継続	男女共同参画担当	第三次計画の平成26年度事業実績及び27年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進委員会の資料とする。	第三次男女共同参画計画の進捗状況調査を実施し、庁内推進会議及び推進委員会に報告するとともに市HP等で公表した。26年度の推進委員会での意見を取り入れ、事業評価欄を新しく設けた。	B	第三次計画の平成27年度事業実績及び28年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進委員会の資料とする。

97	人材育成の推進	市職員が男女共同参画に関する理解を深め、それぞれの業務について男女共同参画の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	人事課	新規採用職員を対象に、新任研修一部の中で男女共同参画担当課長より講話を聴き、理解を深める。また1月頃に男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を実施する。	新規採用職員21名が4月の新任研修一部の中で、男女共同参画担当課長より講話を聴き、基本的な理解を得た。また、全庁職員を対象とする男女共同参画担当との共管で実施した研修では、47名が参加し理解を深めた。	B	男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を実施する。
				男女共同参画担当	新人研修会の実施、職員研修会を実施する。	主に係長職以上の職員向けにワークライフバランス研修を開催した(参加者47人)。また、新人職員を対象にワーク・ライフ・バランスをテーマに男女共同参画研修を行った。	B	引き続き、職員研修会を実施する。

(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充(☆)

98	ヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充と円滑な移転	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図る。また、専門性を計画策定や市施策に反映できるよう、組織の在り方等について検討する。	継続	男女共同参画担当	移転に向け教育委員会など関係部署と連携し、例規の整備や改修工事等具体的な準備をすすめる。	教育委員会などの関係部署と連携し、例規の整備や改修工事等具体的な準備をすすめた。	B	引き続き、10月の移転に向け関係部署と連携し準備を進めるほか、移転記念講演会を10月1日に開催する。
99	各種講座等の実施	男女共同参画推進に関する課題解決に向けた各種講座を市民団体や関係機関との連携を図り実施する。	継続	男女共同参画担当	ヒューマンセンターで第三次計画に沿った講座を開催する。テーマによって関係課・機関と連携を検討する。	ヒューマン・ネットワークセンター及び男女共同参画市民協議会により、子ども家庭支援センターなどをはじめとする関係機関との連携を図りつつ、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し男女平等意識の啓発を行った。(14企画18講座、参加者延760人、託児106人)	B	引き続き、第三次計画に沿った講座について、関係課・機関と連携を検討しながら実施する。
100	講座修了者のフォローアップ支援	ヒューマン・ネットワークセンター講座修了者に団体活動の情報提供を行うなど、市民団体の活性化を図る。	新規	男女共同参画担当	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う予定。	講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行った。	C	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。
101	ヒューマン・ネットワークセンター登録団体の見直し	ヒューマン・ネットワークセンター移転に伴い、男女共同参画センターとしての利用登録団体のあり方について検討・見直しを行う。	継続	男女共同参画担当	ヒューマン・ネットワークセンターの移転後の利用状況を詰めたいで説明会を開催する。	12月にむさしのヒューマン・ネットワークセンター利用団体説明会を開催し、移転の背景・理由や移転後のセンター利用について説明した。	B	センター登録団体へ対し、移転までの会議室利用や移転後の利用などについて随時個別に対応する。

(4) 男女共同参画情報誌等の発行

102	「まなこ」「そよ風」の発行(事業5再掲)	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるように検討する。	充実	男女共同参画担当	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』を年3回、『そよ風』年3回発行する。発行時期を合わせることで、さらなる周知を図る。	「まなこ」特集記事の企画案に対しセンター専門嘱託員の助言や提案を得ることにより、専門性を取り入れた。また「まなこ」と「そよ風」の発行時期を合わせたことにより、そよ風をまなこと共に配布することができ、センター事業をより広く周知できた。	A	引き続きセンターの専門性を「まなこ」に取り入れるほか、「まなこ」と「そよ風」のあり方について検討する。
-----	----------------------	--	----	----------	--	--	---	---

基本施策2 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

(1) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討(☆)

103	庁内検討会の設置	庁内検討会を設置し、事例研究や課題の整理を行い、市民・有識者による検討会設置に向け準備する。	継続	男女共同参画担当	庁内検討会で検討結果を庁内推進会議・幹事会、推進委員会で報告し共有化を図る。	庁内検討会での検討結果を、庁内推進会議(幹事会)や推進委員会、条例検討委員会で報告し共有化を図った。	A	男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を設置したため、目的を達成し、事業を終了する。
104	市民・有識者を含む検討会の設置	市民への意識の浸透を図り、施策推進の基本指針とするため、条例制定についての市民・有識者による検討会を設置する。	継続	男女共同参画担当	市民・有識者を含む検討委員会を設置する。	11月に男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を設置し、条例の素案に関し検討した(学識経験者2名、弁護士、事業関係者、教育関係者、団体関係者、公募市民2名)。	A	引き続き、検討委員会で条例の素案について検討し、答申に向けて市民意見交換会や推進委員会との意見交換会を開催する。

武蔵野市第三次男女共同参画計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		H24	H27末	H30		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	14団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女共同参画担当
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1% *1	-	50%	市民意識調査	男女共同参画担当
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	49.2%	50%	武蔵野市における委員会等への女性の参画状況調査	男女共同参画担当
	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.8%	8.7%	20% *3	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	11.8%	30%	15% *3	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%	100%	100% *3	特定事業主行動計画	人事課
	産前・産後支援ヘルパー事業(回)	1,430回	1,842回	-	子どもプラン武蔵野	子ども家庭支援センター
	病児・病後児保育(人・箇所数)	8人 2か所	873人(延人数) 2か所	2,637人(延人数) 3か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型)(人・箇所数)	30人 5か所	37,598人 13か所	67,194人(延人数) 13か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(箇所数)	5か所	7か所	8,909人(延人数) 7か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育提供事業	1,391人 15か所	1,668人 18か所	2号(3歳以上)851人 3号(3歳未満)1,066人 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	76.1% *2	-	80%	市民意識調査	男女共同参画担当
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12.9%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	大学・高校におけるデートDV防止出前講座(校数)	1校	1校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女共同参画担当
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	13.4%	50% *4	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	34.7%	50% *4	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	20.8%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当

*1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)

*2 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成24年)

*3 目標年次は平成31年度

*4 目標年次は平成29年度

3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況

平成28年4月1日現在

1. 議会

No.	名称	平成28年4月1日			平成27年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	市議会	26	10	38.5%	23	8	34.8%	憲法

2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	平成28年4月1日			平成27年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	3	60.0%	5	3	60.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	0	0.0%	2	1	50.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	2	50.0%	4	3	75.0%	地方自治法
4	農業委員会	15	2	13.3%	15	3	20.0%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	1	16.7%	6	1	16.7%	地方税法
	委員数 小計	32	8	25.0%	32	11	34.4%	

3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	平成28年4月1日			平成27年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	3	37.5%	8	2	25.0%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	7	3	42.9%	6	3	50.0%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	行政不服審査会	5	1	20.0%				武蔵野市行政不服審査に関する条例
6	国民健康保険運営協議会	17	3	17.6%	17	4	23.5%	国民健康保険法
7	環境浄化審議会	6	3	50.0%	6	3	50.0%	武蔵野市環境浄化に関する条例
8	生活安全会議	5	0	0.0%	5	0	0.0%	武蔵野市生活安全条例
9	生活安全対策推進協議会	27	6	22.2%	27	5	18.5%	武蔵野市生活安全条例
10	国民保護協議会	28	3	10.7%	28	4	14.3%	武蔵野市国民保護協議会条例
11	国民保護協議会幹事会	18	1	5.6%	18	1	5.6%	武蔵野市国民保護協議会条例
12	防災会議	28	3	10.7%	28	4	14.3%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例
13	消防団員賞じゅつ金審査委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例
14	環境市民会議	19	5	26.3%	19	5	26.3%	武蔵野市環境基本条例
15	環境美化推進員	72	38	52.8%	74	41	55.4%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例

16	廃棄物に関する市民会議	14	4	28.6%	15	4	26.7%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
17	民生委員推薦会	14	6	42.9%	14	7	50.0%	民生委員法
18	介護認定審査会	75	20	26.7%	75	15	20.0%	介護保険法
19	障害者福祉センター運営協議会	14	4	28.6%	14	4	28.6%	武蔵野市障害者福祉センター条例
20	障害支援区分認定審査会	16	8	50.0%	16	8	50.0%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
21	保健センター運営委員会	12	4	33.3%	12	2	16.7%	武蔵野市立保健センター条例
22	子どもプラン推進地域協議会	19	10	52.6%	* 19 *	8	42.1%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
23	子育て支援ネットワーク会議	38	11	28.9%	38	13	34.2%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
24	青少年問題協議会	31	12	38.7%	31	12	38.7%	武蔵野市青少年問題協議会条例
25	まちづくり委員会	7	1	14.3%	7	1	14.3%	武蔵野市まちづくり条例
26	都市計画審議会	15	4	26.7%	15	4	26.7%	都市計画法
27	建築審査会	5	0	0.0%	5	0	0.0%	建築基準法
28	交通安全対策会議	11	0	0.0%	11	0	0.0%	交通安全対策基本法
29	自転車等駐車対策協議会	15	2	13.3%	15	2	13.3%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
30	建築紛争調停委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
31	財産価格審議会	9	2	22.2%	9	3	33.3%	武蔵野市財産価格審議会条例
32	奨学金審議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武蔵野市奨学金支給条例
33	文化財保護委員	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
34	スポーツ推進委員	22	9	40.9%	17	11	64.7%	スポーツ基本法
35	社会教育委員の会議	11	7	63.6%	12	6	50.0%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
36	市民会館運営委員会	9	4	44.4%	9	3	33.3%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
37	歴史公文書等管理委員会	5	1	20.0%				武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則
	委員数 小計	608	182	29.9%	601	180	30.0%	

*平成27年3月末現在

4. その他の審議会等 要綱などにより設置されている長の私的諮問機関等

No.	名称	平成28年4月1日			平成27年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	15	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	武蔵野桜まつり実行委員会	21	6	28.6%	21	5	23.8%	武蔵野桜まつり実行委員会設置要綱
3	コミュニティセンター事業費等検討委員会	8	3	37.5%	8	4	50.0%	武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
4	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	0	0.0%	3	1	33.3%	武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
5	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市美術資料収集選定委員会設置要綱
6	非核都市宣言平和事業実行委員会	12	4	33.3%	13	4	30.8%	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
7	男女共同参画推進委員会	6	4	66.7%	6	4	66.7%	武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱
8	市民活動推進委員会	7	3	42.9%				武蔵野市市民活動推進委員会設置要綱

9	生活安全会議幹事会	17	1	5.9%	17	1	5.9%	武蔵野市生活安全条例施行規則
10	市民安全パトロール隊委員会	15	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
11	武蔵野市緑化・環境市民委員	11	4	36.4%				武蔵野市緑化・環境市民委員会設置要綱
12	ようこそ美しいまち三鷹駅北口委員会	11	0	0.0%	11	0	0.0%	武蔵野市ようこそ美しいまち三鷹駅北口設置要綱
13	ようこそ美しいまち武蔵境委員会	14	2	14.3%	14	2	14.3%	武蔵野市ようこそ美しいまち武蔵境委員会設置要綱
14	ごみ減量協議会	13	6	46.2%	12	5	41.7%	武蔵野市ごみ減量協議会設置要綱
15	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
16	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会	18	8	44.4%				武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置要綱
17	武蔵野クリーンセンター運営協議会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱
18	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会	21	7	33.3%	23	8	34.8%	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会 設置要綱
19	健康福祉総合計画推進会議	9	4	44.4%	9	4	44.4%	武蔵野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
20	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	23	12	52.2%	31	15	48.4%	社会を明るくする運動武蔵野市設置要綱
21	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会	17	8	47.1%	8	4	50.0%	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱
22	地域包括ケア推進協議会	20	9	45.0%	18	8	44.4%	武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
23	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武蔵野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
24	障害者就労支援センター運営委員	7	3	42.9%	7	4	57.1%	武蔵野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
25	武蔵野市地域自立支援協議会	14	6	42.9%	10	2	20.0%	武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱
26	献血推進協議会	22	5	22.7%	22	4	18.2%	武蔵野市献血推進協議会設置要綱
27	市民用病床運営協議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武蔵野市市民用病床運営協議会設置要綱
28	予防接種対策委員会	7	1	14.3%	6	1	16.7%	武蔵野市予防接種対策委員会規則
29	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会設置要綱
30	すくすく泉事業採択・評価委員会	6	5	83.3%				武蔵野市すくすく泉事業実施要綱
31	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント委員会	7	4	57.1%				武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント実施要綱
32	青少年善行表彰選考委員会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	武蔵野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱
33	地域子ども館事業企画運営会議	287	256	89.2%	275	250	90.9%	武蔵野市地域子ども館事業企画運営会議運営要綱
34	子どもを守る武蔵野連絡会	17	6	35.3%	17	10	58.8%	武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会設置要綱
35	武蔵野市開かれた学校づくり協議会	139	82	59.0%	139	80	57.6%	武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱
36	学校給食運営委員会	97	70	72.2%	98	71	72.4%	武蔵野市学校給食運営委員会規則
37	特別支援教育就学支援委員会	34	22	64.7%	32	18	56.3%	武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
38	通級判定委員会	19	8	42.1%	19	7	36.8%	武蔵野市通級判定委員会設置要綱
39	学校保健委員会(幹事会)	14	9	64.3%	15	10	66.7%	武蔵野市学校保健委員会設置要綱
40	学校施設開放運営委員会	84	74	88.1%	82	72	87.8%	武蔵野市学校施設の開放に関する条例施行規則
41	図書館運営委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
	委員数 小計	1075	653	60.7%	1006	615	61.1%	

4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日 平成14、15年:3月31日(職員割合のみ4月1日)、平成16年～:4月1日

(単位:%)

	都区市町村	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
議会	武蔵野市	25.0	25.0	26.7	26.7	26.7	23.1	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8	34.8
	東京都	15.0	15.2	15.6	17.1	17.3	17.5	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0	19.4
	区	19.7	20.6	21.5	21.8	21.9	24.1	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0	26.3
	市	23.3	23.8	23.3	23.4	23.0	23.7	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4	27.7
	町村	7.0	7.1	10.2	10.2	11.6	10.3	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8	9.1
行政委員会	武蔵野市	16.7	16.7	20.0	20.0	14.3	14.3	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4	34.4
	東京都	7.3	7.2	6.4	7.7	6.6	7.7	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9	10.9
	区	12.1	13.9	11.8	12.4	12.5	11.4	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7	16.6
	市	10.6	11.4	10.8	10.0	11.3	10.5	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4	12.5
	町村	13.7	14.6	13.3	14.2	16.0	16.2	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3	15.4
付属機関	武蔵野市	45.6	44.2	46.9	45.0	43.9	36.7	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1	31.1
	東京都	17.5	15.7	22.1	23.0	23.4	***	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	24.6	***
	区	20.5	21.9	24.0	23.8	24.5	24.1	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1	26.8
	市	30.2	31.0	31.7	31.3	30.0	28.4	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2	29.6
	町村	19.3	17.3	19.7	19.9	21.9	17.4	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3	20.7
その他の審議会	武蔵野市	68.5	63.1	63.9	64.3	66.1	64.5	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6	60.9
	東京都	34.8	32.7	21.6	21.6	20.7	***	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	22.6	***
	区	33.7	33.8	31.6	33.4	34.2	34.5	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8	34.1
	市	35.0	35.9	43.9	42.8	43.8	43.5	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3	30.3
	町村	17.2	29.7	39.6	40.7	39.2	36.6	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0	32.0
職員	武蔵野市	41.4	41.4	41.6	41.9	42.3	43.5	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0	47.6
	東京都	***	32.4	32.1	32.5	36.3	36.8	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	39.3	***
	区	53.3	52.8	54.0	54.0	52.5	52.5	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9	52.8
	市	37.9	38.3	38.8	39.0	39.3	39.7	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6	43.9
	町村	34.0	34.0	33.0	33.7	32.9	32.9	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9	33.6

参考資料: 区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

5. 武蔵野市の職員の女性比率

基準日	職員数				部課長			課長補佐			係長			主任			主事			採用		
	年月日	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女
28.4.1	484	458	942	48.6%	94	10	9.6%	58	44	43.1%	94	47	33.3%	141	204	59.1%	97	153	61.2%	6	19	76.0%
27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.4%
26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.4%
25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.2%
24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.0%
23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.9%
22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.4%
21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.7%
20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.3%
19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.0%
18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.6%
17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.2%
16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.5%
15.4.4	628	444	1072	41.4%	76	2	2.6%	68	8	10.5%	97	39	28.7%	189	160	45.8%	198	235	54.3%	10	6	37.5%
14.4.1	636	450	1086	41.4%	77	2	2.5%	57	7	10.9%	104	34	24.6%	181	164	47.5%	217	243	52.8%	10	12	54.5%
13.4.4	657	464	1121	41.4%	87	2	2.2%	48	6	11.1%	105	21	16.7%	149	150	50.2%	268	285	51.5%	4	6	60.0%
12.4.4	682	468	1150	40.7%	91	2	2.2%	45	7	13.5%	93	18	16.2%	160	144	47.4%	293	297	50.3%	5	5	50.0%
11.4.5	700	475	1175	40.4%	93	2	2.1%	49	8	14.0%	94	14	13.0%	150	141	48.5%	314	310	49.7%	12	8	40.0%

*平成16年までは派遣・休職を除く

平成27年度
武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

平成28年11月
発行 武蔵野市
編集 市民部市民活動推進課 男女共同参画推進センター
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階
TEL 0422-37-3410